

# 東日本大震災を踏まえた新しい東北地方の 構築を求める意見書

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は過去に類を見ない甚大な被害をもたらした。

このような中、本県議会では、「東日本大震災対策特別委員会」を設置し、様々な角度から精力的に調査審議を行い、震災後の新しい東北地方のあり方を見据えながら、優先的に取り組む必要があると思われる項目について調査報告書を取りまとめたところである。

復興に当たっては、被災地の復興を最優先としつつも、太平洋側への一極集中が被害を甚大にし、その後の物流、生産活動の停滞を招いたことを踏まえ、東北地方全体を俯瞰した交通基盤の整備や、日本海側と太平洋側の相互補完関係を強化する産業の分散配置など、東北地方の均衡ある発展を図る必要がある。

よって、国においては、東日本大震災を踏まえた新しい東北地方を構築するため、下記の事項を実現するよう提言する。

## 記

- 1 国民の生命や生活上の安全・安心の確保を最優先に、経済性・効率性のみにとらわれない災害に強い危機管理型の社会を形成・構築すること。
- 2 日本海側を縦貫する日本海沿岸東北自動車道及び東北中央自動車道の未着手区間を早急に整備し、高速道路ネットワークを早期に完成させるとともに、日本海側と太平洋側の東西を結ぶ「横軸道路」の高規格化と改良を進めること。また、災害によって寸断されることのないよう、道路の維持、補修について十分な予算措置を講じること。
- 3 東北地方における東西のバランスの取れた産業再配置を計画的に推進するための方針を提示すること。またその際は、産業基盤が脆弱な日本海側への企業等の進出を誘導する強力な優遇措置を創設すること。
- 4 復興特区については、東北地方全体が一体となって復興に向けた主体的な取り組みを行えるよう制度設計を行うこと。
- 5 災害リスク分散等の観点から、東北地方への首都機能の分散配置について本格的に検討を行うこと。
- 6 震災復興財源については、その用途を明確にした上で、国民に十分説明責任を果たすこと。
- 7 産業再配置後の東北日本海側の一大物流拠点を担う酒田港について、重点的な機能強化を図ること。

- 8 災害時における地方空港の代替機能に着目し、採算性のみにとらわれず、今後とも地方空港機能の強化及び維持を図ること。
- 9 国民の移動する権利を保障する観点から、鉄道施設やバスなど地域公共交通の整備・維持のための十分な予算を確保すること。
- 10 被災県の農林漁業者の活動再開に対する十分な支援措置を講じること。
- 11 地震、津波、原発事故の広域複合災害であった東日本大震災について、あらゆる角度から検証し、今後は「想定外」の災害に見舞われることのないよう、徹底した防災対策を講じること。また、地域防災計画の前提条件となる想定震度や規模の見直しなどを早急に実施すること。
- 12 相互支援協定の締結や、被災自治体への支援などの自治体間の「横の連携」に対する財政措置を講じること。
- 13 石油燃料の備蓄に責任を持つとともに、災害等非常時にも円滑に石油燃料が供給できる体制を整備すること。
- 14 国策として原子力政策を進めてきた責任において、福島第一原子力発電所事故の早期収束を図ること。
- 15 東北地域全体のエネルギーの需給・自立体制を構築するため、再生可能エネルギーの導入を柱とした地域主導型のエネルギー政策を強力に推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 7 月 8 日

衆議院議長	長	横路	孝	弘	殿
参議院議長	長	西岡	武	夫人	殿
内閣総務大臣	臣	菅	直	博	殿
財務大臣	臣	片山	善	彦	殿
農林水産大臣	臣	野田	佳	彦	殿
経済産業大臣	臣	海江田	道	里	殿
国土交通大臣	臣	大畠	万	宏	殿
環境大臣	臣	江田	章	月	殿
防災担当大臣	臣	平野	五	男	殿
東日本大震災復興対策担当大臣		平野	達	男	殿
原発事故の収束及び再発防止担当大臣		細野	達	志	殿
			豪		

山形県議会議長 平 弘 造